

令和4年 第2回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和4年6月10日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

| | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|-------|
| 1 番 | 唐澤 一代 | 2 番 | 古谷 星工人 | 3 番 | 内田 晃 |
| 4 番 | 平野 由里子 | 5 番 | 田代 実 | 6 番 | 井上 栄一 |
| 7 番 | 南雲 まさ子 | 8 番 | 中野 博 | 9 番 | 飯田 一 |
| 10 番 | 齋藤 永 | 11 番 | 寺嶋 正 | 12 番 | 大館 秀孝 |

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

| | | | |
|-----------|-------|------------------------|--------|
| 町 長 | 本山 博幸 | 副 町 長 | 田代 浩一 |
| 教 育 長 | 浄泉 和幸 | 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 | 依田 貞彦 |
| 参事兼政策推進課長 | 鈴木 英幸 | 総 務 課 長 | 早野 政弘 |
| 税 務 課 長 | 山岸 裕子 | 町 民 課 長 | 川本 博孝 |
| 福 祉 課 長 | 椎野 晃一 | 子育て健康課長 | 石渡 由美子 |
| 観光経済課長 | 柳澤 一郎 | 参事兼まちづくり課長 | 高橋 英雄 |
| 環境上下水道課長 | 渋谷 好人 | 教 育 課 長 | 遠藤 洋一 |

4. 出席した議会事務局書記 2人

| | | | |
|---------|-------|-----|-------|
| 事 務 局 長 | 石井 友子 | 書 記 | 鈴木 美紅 |
|---------|-------|-----|-------|

5. 議事日程

日程第 1 議案第 1 号 松田町公共施設等整備基金条例 (総務文教常任委員会報告)

日程第 2 報告第 1 号 令和3年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

追加日程第1 議案第30号 令和4年度松田町一般会計補正予算(第2号) (一般会計補正予算
審査特別委員会報告)

追加日程第2 同意第2号 教育委員会教育長の任命について

日程第3 各種委員会委員等の諸般報告

日程第4 委員会の閉会中の継続審査申出書

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第3日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「議案第1号松田町公共施設等整備基金条例(総務文教常任委員会報告)」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

総務文教常任委員長 それでは、総務文教常任委員会報告をさせていただきます。

令和4年6月8日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 古谷星工人。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、3月7日、9日、6月8日に委員6名中全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和4年第1回議会定例会において付託された議案第1号松田町公共施設等整備基金条例につ

いて、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。総務課長ほか関係職員出席のもと、松田町公共施設等整備基金条例について、条ごとに趣旨などの詳細な説明を受け、質疑を行い、また必要な資料提出を求め、慎重に審査しました。審査の結果、本議案は公共施設の長寿命化等の整備に係る財源を維持するために必要な条例であると判断しました。

なお、松田町公共施設等総合管理計画においては、適切な見直しを行われたい。

1枚おめくりください。別紙。議案第1号松田町公共施設等整備基金条例に対する修正案。議案第1号松田町公共施設等整備基金条例の一部を次のように修正する。

附則中、「令和4年4月1日」を「公布の日」に改める。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ございませんか。質疑なしとお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。採決は2回行います。本案の委員会報告は修正案可決でありますので、まず委員会の修正案について1回目の採決を行い、その次に修正議決した部分を除く原案について2回目の採決を行います。ただし、修正案が否決されたときは原案について採決します。

まず、委員会の修正案について採決します。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第2「報告第1号令和3年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、報告第1号令和3年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をさせていただきます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめくりいただき、一般会計繰越明許費繰越計算書になります。款、衛生費、項、保健衛生費、事業名、ジビエ処理加工施設建設に要する経費につきましては、翌年度繰越額3,862万6,000円で、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。令和3年度の工事入札の不落により、年度内の完了が見込めなくなったため、国との繰り越しの調整が整ったので、令和4年度に繰り越したものでございます。

次に、款、農林水産業費、項、農業費、農業委員会運営等に要する経費につきましては、農地利用状況調査用の備品につきましては、8万円を令和4年度に繰り越したものでございます。

以上、報告とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 報告ということですので、この計算書の中でですね、国・県支出金、ジビエ処理加工施設建設に要する経費の財源内訳の国・県支出金1,091万2,000円というふうに記載されております。国と県の金額をですね、それぞれ明示、お願いをいたします。

観光経済課長 担当の課になりますので、お答えをさせていただきます。ここに記載のあります1,091万2,000円、これは全て国の交付金でございます。ここにですね、今まで全員協議会、いろいろな場を通じて財源の関係は御説明を申し上げてきたところですが、この繰り越しにおきましては、令和3年度中の当然交付決定等をされたもののみとなっております。繰り越しが認められたもののみとなっております。つきましては、この金額ということでございます。以上です。

参事兼政策推進課長 補足になります。すみません。この事業につきましては、鳥獣被害防止総合対策交付金といたしまして、国のほうの補助金でございます。決定については令和3年9月12日に決定した額がこの1,091万2,000円でございます。以上です。

6 番 井 上 繰越額についてはですね、了解できました。ちょっと参考にですけども、令和3年度で計上された県のですね、県の支出金の金額が分かりましたら教えていただきたいと思います。

参事兼政策推進課長 県のほうの自治基盤総合交付金でございます。こちらについては9,000万超で一応計上したところでございますが、令和4年度もですね、今、申請をしている状況でございます。おおむね申請状況は1,000万円です、申請をしているところでございます。以上です。（私語あり）すみません、900万でございます。

議 長 よろしいですか。

6 番 井 上 確認ですけども、この繰越明許の中では、国庫支出金のみが繰越財源とされたということで、1,091万2,000円。県のほうは当初予算…当初予算でしたっけ、補正予算でしたっけ。予算…令和3年度の予算計上額では900万円あって、今ここで令和4年度で新たに県の補助金約1,000万円の申請をしている途中だという理解でよろしいでしょうか。

参事兼政策推進課長 そのとおりでございます。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で報告を終わります。担当課長の報告が終わりました。

暫時休憩します。 (9時11分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時40分)

休憩中に、一般会計補正予算審査特別委員会委員長より議案第30号松田町一般会計補正予算(第2号)(一般会計補正予算審査特別委員会報告)が提出されました。また、同意第2号教育委員会教育長の任命について、町長より追加議案が提出されました。

お諮りします。提出されました委員会報告及び追加議案を日程に追加し、議案第30号松田町一般会計補正予算(第2号)(一般会計補正予算審査特別委員会報告)、同意第2号教育委員会教育長の任命についてを議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、追加日程第1「議案第30号松田町一般会計補正予算(第2号)(一般会計補正予算審査特別委員会報告)」、追加日程第2「同意第2号教育委員会教育長の任命について」を直ちに議題とすることに決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いします。

事務局より議案第30号松田町一般会計補正予算(第2号)(一般会計補正予算審査特別委員会報告)、同意第2号教育委員会教育長の任命についてを配付させます。

(議案配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 追加日程第1「議案第30号松田町一般会計補正予算(第2号)(一般会計補正予算審査特別委員会報告)」を議題といたします。

本案については、一般会計補正予算審査特別委員会の審査報告を求めます。
委員長 井上栄一君。

一般会計補正予算
審査特別委員長 それでは委員会報告をさせていただきます。

令和4年6月10日、松田町議会議長 飯田一殿。一般会計補正予算審査特別

委員会委員長 井上栄一。

一般会計補正予算審査特別委員会報告書。本委員会は、6月8日、10日に役場4階大会議室において、委員全員出席のもとに特別委員会を開催し、令和4年第2回議会定例会において付託された議案第30号令和4年度松田町一般会計補正予算（第2号）について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼政策推進課長、観光経済課長及び関係職員出席のもと、補正予算について質疑等を行い、詳細に審査しました。なお、グランピングテラスを拡充するのであれば、公園の機能や景観を壊さないようにされたい。以上です。

議 長 一般会計補正予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。一般会計補正予算審査特別委員会は、議長を除く出席議員全員が委員となっておりますので、質疑は省略します。

討論に入ります。

10番 齋 藤 令和4年度松田町一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。

提案されている補正予算の中のバス会社の助成、ひとり親助成には賛成です。もう一つの商工費の公園管理費820万円の利用の件で疑問に思います。それは西平畑公園内にグランピングテラスの整備事業ということです。テストケースで行うと言っております。公園内の場所の提示もありました。どう見ても可能な場所かどうか、疑問に思います。拡幅も考えていられるとおっしゃっております。

西平畑公園の一番の集客イベントは桜まつりです。ほかにもイベントがございいますが、他のイベントの邪魔になる可能性の要因は否めません。テントを張る場所は二、三か所とのことです。それにトイレやシャワーの機能も整備されていないグランピング場は考えられません。グランピングとは、グラマラスなキャンピングのことです。言い換えると、魅力的なキャンプ場のことです。自

然の中で最初からテントが張られていて、中にはベッドがあり、その場所で寝泊まりし、用意されている肉や野菜、バーベキューをしながら食べ、過ごします。手ぶらでキャンプが今はトレンドになっています。公園の中でたき火をしてバーベキューをする。火災が起こり得る可能性もあり得ます。管理棟もなく、管理人不在で、入りロゲートは開放しておかないといけません。誰でも自由に入出りできる状態です。このことを考えると、防犯面では不足していないでしょうか。

これらのことを踏まえ、グランピングとしての機能を有してない場所をお客様が選択するとは考えにくいものです。補助金だけではなく、町の税金もつぎ込みます。無駄になりかねない要素がかなり高く、西平畑公園では難しい事業かなと考えます。企画としては大変よいものだと思いますが、自然が多く広々とした場所なら寄地区で企画すべきではないでしょうか。このことを踏まえ、補正予算に反対いたします。議員各位には御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長 ほかにございますか。

4 番 平 野 議案第30号令和4年度一般会計補正予算（第2号）に賛成の立場から討論いたします。

この補正予算には、国が5月末に決定した緊急経済対策としての子育て世帯生活支援特別給付金事業と、地域交通対策として路線バス事業者緊急経営継続支援給付金事業のための予算が計上されています。どちらも新型コロナウイルス感染症による打撃に対応するため、早急を実施しなくてはならない事業です。

また、西平畑公園管理費としてグランピングテラス整備工事費と看板商品創出事業推進委託料が計上されています。これは観光庁の地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて地域の稼げる看板商品の創出を図るため、地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施する事業に対する補助金の募集に松田町から応募したところ、非常に高い倍率の中、5月下旬採択が決定したものであります。計上された820万円のうち補助額が630万円ということで、補助割合が4分の3と、町にとって有

利な形が認められたことは、自治体にポストコロナを見据えて未来の展望を描いてほしいという国の意図に、当町からの関東屈指の眺望を楽しむ天空のプライベートリビングという提案が合致したということです。

具体的な取組内容では、委員会の中で幾つか課題が指摘されましたが、一つ一つ関係法令や条例にのっとり、クリアしながら進めていってほしいと思います。

第6次総合計画の重点事業として、西平畑公園を中心とした松田山の保全と利活用が明記されております。また、西平畑公園は桜の季節以外の利用が大変少ないという課題を長年抱えています。この予算だけでグラマラスなキャンプをフルスペックでできるわけではないと思いますが、西平畑公園の長所、特に昼も夜もすばらしい眺望を生かし、様々な要素を組み合わせることによって新たな魅力を開拓し、桜以外のシーズンにも多くの人を訪れる場所となることを希望します。同僚議員の皆様には、ぜひ御賛同いただけるようお願い申し上げます。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 令和4年度補正予算（第2号）、反対討論。予算審査特別委員会で審査した西平畑公園グランピングテラス整備事業820万円について、反対の立場で討論を行います。

都市公園という考えで整備された西平畑公園は、町民をはじめ県内外から多くの来園者に憩いの場や潤いの空間として利用されています。よって、公園収支が赤字だから補填のために収益事業を行う考えには問題があります。西平畑公園は、地方交付税積算の対象施設に含まれています。そして、この公園の運営は、松田町公園条例の規定に基づき管理されています。第10条、行為の禁止には、花火、たき火等の火気を使用することや、キャンプを行うことは許可できないと記されています。よって、例外規定で今回の実証実験を行うことは容認できません。

グランピングテラス整備工事は、整備事業は、テラス席を設けて、そこにテントを張り、宿泊する施設として整備して、特定多数の限定された方に対し、

実証実験の後には条例の一部改正によりキャンプを許可するという事です。誰でも自由に利用できる公園を有料で宿泊される特定の方だけにキャンプを行うための特例としての条例改正は納得できません。

松田山南面や西平畑公園の活性化のためにグランピングテラスによるキャンプ事業をどうしても推進するというのであれば、公園内を虫食い状態にして一般来園客との混乱が生じてしまうようなテラス整備ではなく、隣接する隣接地の活用を検討すべきです。点の整備でなく、ある程度の面積を確保した面的な整備によって、相当数のグランピングテラスを整備すべきと私は考えます。

以上のことから、今回の補正予算（第2号）に計上されたテラス整備事業820万円については執行すべきではないということから、反対討論といたします。

議 長 ほかにございませんか。

ないようですので、討論を…。

1 2 番 大 館 予算審査特別委員会報告に反対の立場で討論をさせていただきます。

西平畑公園の活性化を目的に、補正予算（第2号）で提案されたグランピングテラス整備事業について反対します。その理由として、西平畑公園は広大な面積があるとは言えません。先人の御尽力によって全国的に有名となった松田桜まつりでは、多くの来園者で賑わっていますが、非常に窮屈な空間となり、危険な場面も見受けられます。狭くて急傾斜の多い西平畑公園の斜面にテラスを設置してテントを張り、お客様には手ぶらで快適に利用できるということの実証実験を行うということですが、しかし、今回の工事は2か所か3か所に設置するとの説明で、その工事場所も明確でなく、図面もありません。テラスにテントを張って宿泊とのことですが、トイレやシャワー、風呂などの設備もないので、快適に過ごすことはできません。そして、実証実験後に公園内にグランピングテラスを拡充するとの説明でしたが、そのスペースはほとんどありません。また、無理にグランピングテラスを増設した場合は、工事費の財源確保や夜間の管理、収益面などの様々な問題を抱えております。

このような考え方から、西平畑公園内のグランピングテラス工事について、私は反対をいたします。議員各位の御賛同をよろしく願いして反対討論とい

たします。

議

長 ほかにございませんか。

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第30号令和4年度松田町一般会計補正予算(第2号)に対する委員長の報告は可決です。議案第30号令和4年度松田町一般会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議

長 追加日程第2「同意第2号教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

浄泉和幸君に申し上げます。本件は貴君に関わる件ですので、自主退場を求めます。

(浄泉教育長 退場)

町長の提案説明を求めます。

町

長 同意第2号教育委員会教育長の任命について。次の者を教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。住所、松田町松田庶子338番地15。氏名、浄泉和幸。生年月日、昭和33年7月9日。

令和4年6月10日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和4年6月30日をもって教育委員会教育長の任期が満了することに伴い、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議

長 町長の提案説明が終わりました。

お諮りします。同意第2号教育委員会教育長の任命については、人事案件ですので、質疑・討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。同意第2号教育委員会教育長の任命について、原案の

とおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(浄泉教育長 入場)

浄泉和幸君に申し上げます。ただいま貴君の教育長任命が同意されましたので、一言御挨拶をお願いいたします。登壇してください。

教 育 長 　ただいま議員の皆様方から同意を頂いたという報告を頂きました。大変微力ではございますが、今後とも松田の質の高い教育を目指して、粉骨砕身努力してまいりたいと思います。今後とも議員の皆様方には御指導、御鞭撻、温かい御支援を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 　日程第3「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

最初に、足柄上衛生組合議会報告を選出議員の井上栄一君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で足柄上衛生組合議会報告を終わります。

次に、足柄東部清掃組合議会報告を選出議員の齋藤永君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で足柄東部清掃組合議会報告を終わります。

次に、神奈川県町村議会議長会新人議員研修会報告を、出席議員の唐澤一代君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で神奈川県町村議会議長会新人議員研修会報告を終わります。

次に、神奈川県町村議会議長会委員長・副委員長・事務局長研修会報告を、出席議員の平野由里子君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で神奈川県町村議会議長会委員長・副委員長・事務局長研修会報告を終わります。

次に、町村議長会議長・副議長研修会報告を、出席議員の井上栄一君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で町村議長会議長・副議長研修会報告を終わります。

議 長 日程第4「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、所管事務ほかについて、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり提出されています。

最初に、総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議 長 以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これを

もって本定例会は閉会といたします。3日間にわたり、慎重なる御審議ありがとうございました。
(13時58分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 年 月 日

松田町議会議長

署名議員 番

署名議員 番